

## 中山間地域等直接支払制度の平成 23 年度における見直しの概要

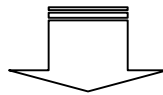
### 背景

戸別所得補償制度（全国一律単価）の本格実施に当たり、条件不利地域の農地の適切な不利補正が必要

### 1 集落協定における交付金の配分原則の変更

#### 従 来

農業生産活動が継続できる農業生産体制や集落営農基盤を確立するため、交付金の概ね 1 / 2 以上を共同取組活動に充てることを原則とする。



#### 今 後

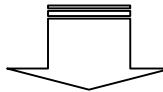
条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、交付金の 1 / 2 以上は農業者個人に支払うことを原則とする。

なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であること。

### 2 条件不利性を有する離島等の平地における法指定地域の傾斜地と同等の扱いの適用

#### 従 来

- 交付単価 緩傾斜単価により交付（田 8,000 円/10a 畑 3,500 円/10a 等）
- 財源負担 国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3



#### 今 後

- 交付単価 条件不利性に応じ急傾斜単価による交付が可能  
（急傾斜単価： 田 21,000 円/10a 畑 11,500 円/10a 等）
- 財源負担 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4